

1. 事業に関する基礎的な情報

1.1 事業者の氏名及び住所

1.1.1 事業者の名称

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1.1.2 事業者の住所

鳥取県鳥取市鍛冶町18番地2

1.2 対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域の位置

1.2.1 事業の名称

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）

1.2.2 対象事業の種類

対象事業の種類は、「鳥取県環境影響評価条例」第2条第4項別表第6号及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の内、ごみ焼却施設の設置・供用に係る事業である。また、本ごみ焼却施設（以下、「計画施設」という。）は、現在圏域内において稼働している神谷清掃工場の後継施設として位置づけるとともに、循環型社会形成の推進を目的として設置するものである。

1.2.3 対象事業の規模

(1) 処理方式

計画施設の処理方式は、図 1.2.3-1に示す「ストーカ方式」である。

また、焼却残渣（焼却灰等）の処理については、全量埋立を基本とした。

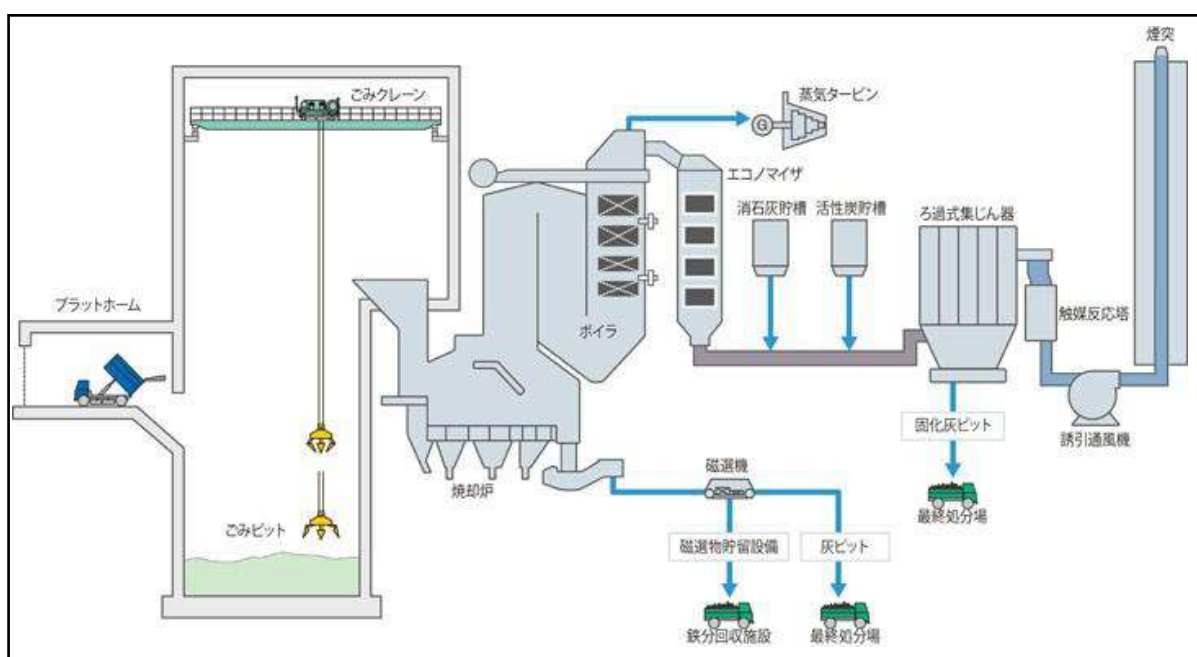


図 1.2.3-1 処理方式

(2) 計画規模

本事業の規模は、表 1.2.3-1に示すとおりである。対象事業実施区域面積は約11haであり、施設の処理能力は、240 t/日（24時間）〔120 t/日×2炉〕である。

表 1.2.3-1 対象事業の規模

項 目	規 模
対象事業実施区域面積	約11ha
処理能力	240 t/日（24時間）〔120 t/日×2炉〕 ※処理方式は、「ストーカー方式」

(3) 施設規模の考え方

施設規模の設定は、将来人口の推計値、減量化・資源化施策の効果、災害廃棄物の処理等を考慮し、稼働率等を基に以下のとおり設定した。

【基本的な考え方】

- ・鳥取市及び各町の将来人口の推計等を基に、ごみの発生量を推計した。計画目標年次は、施設稼働後、最も多いごみを処理することが予測される平成34年度とした。
- ・これまでの実績を踏まえ、今後のごみの減量化・資源化施策の効果を見込んだ。
- ・地震等が発生した場合に備え、被災した建物等の災害ごみの処理量を考慮した。

以上を踏まえ、1日のごみ量は約176.53 t/日と算定した。

【施設規模の設定】

1日のごみ量(約176.53 t/日)から、次のとおり施設の規模を設定した。

- ・ $176.53\text{t/日} \div \text{実質稼働率}^{\ast 1} (0.767) \div \text{調整稼働率}^{\ast 2} (0.96) \doteq 240\text{ t/日}$
- ・ $240\text{t/日} \div 2\text{炉} \doteq 120\text{t/日}$
- ・ $120\text{t/日} \times 2\text{炉} = 240\text{ t/日}$

※1：実質稼働率：280日(年間稼働日数)÷365日

なお、年間稼働日数は補修点検や補修整備期間等を除いた日数

※2：調整稼働率：止むを得ない理由により処理能力が低下することを考慮した係数

現在圏域内において稼働しているごみ焼却施設1施設の規模は、270 t/日であり、計画施設の規模はこれよりも小さなものとなる。

施設の規模については、上記の内容に基づき、240 t/日とした。

(4) ごみ処理方式の選定について

本組合は、平成16年度に専門家で構成する「可燃物処理施設整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、可燃物処理施設整備計画について検討してきたところである。

平成24年8月には委員会に「施設マネジメント部会」を設置し、処理対象物、処理方式、事業実施方式の基本的事項を検討してきたが、平成25年3月に住民代表の委員等を新たに加えて委員会を拡充し、具体的な内容について検討を行うこととした。

委員会は平成25年8月までに5回の委員会を開催し、8月下旬に委員会としての検討結果をとりまとめた報告書（第3次報告書）を管理者に提出した。

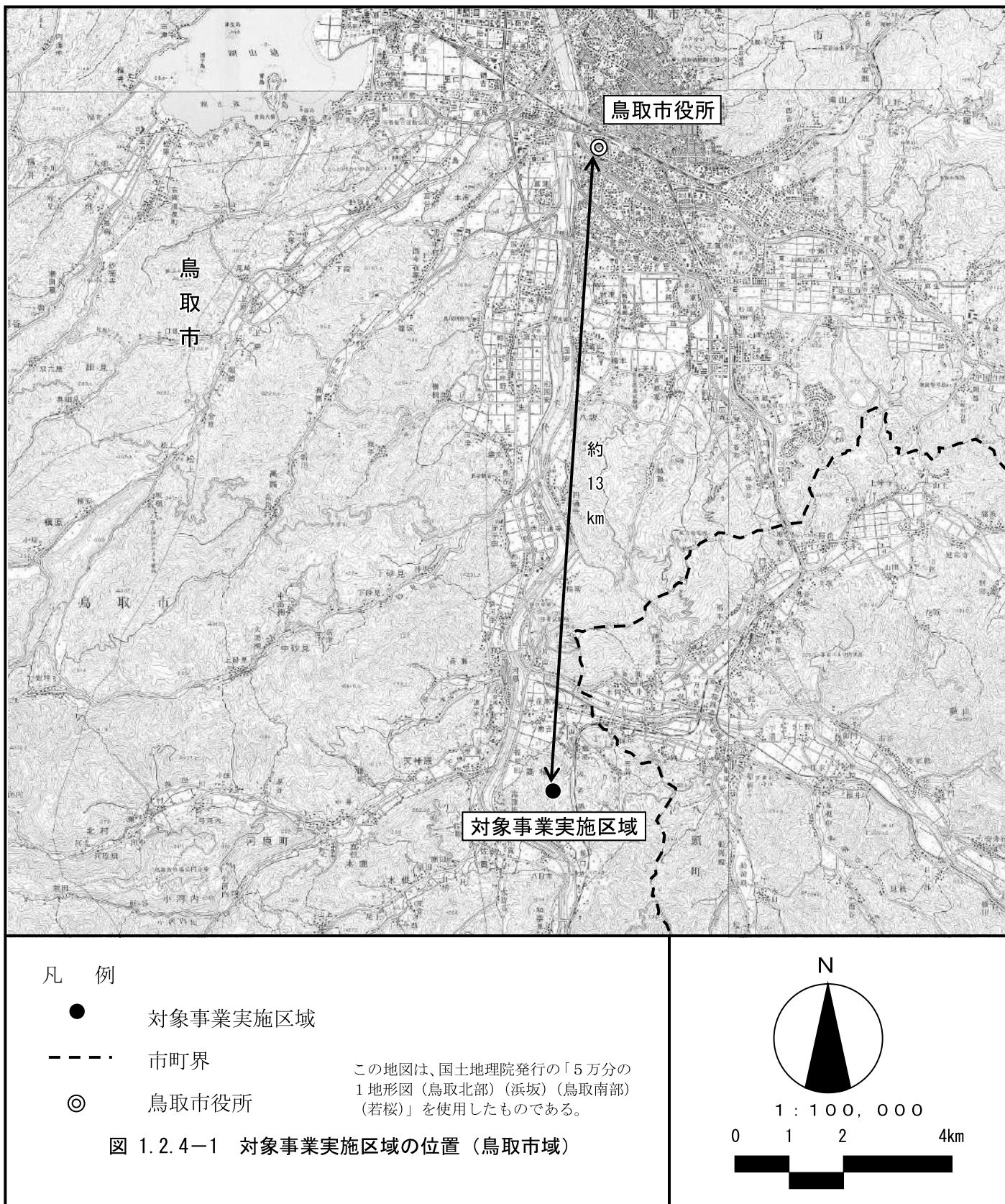
本組合は、提出された報告書についてパブリックコメントを実施し、住民からの意見をいただくとともに、構成市町等に説明・協議し、新可燃物処理施設整備計画を取りまとめた。その後、平成27年度には、処理方式について4回の委員会を開催し、9月16日の委員会において結論づけた内容に基づき報告書（第4次報告書）が委員会より管理者宛てに提出された。

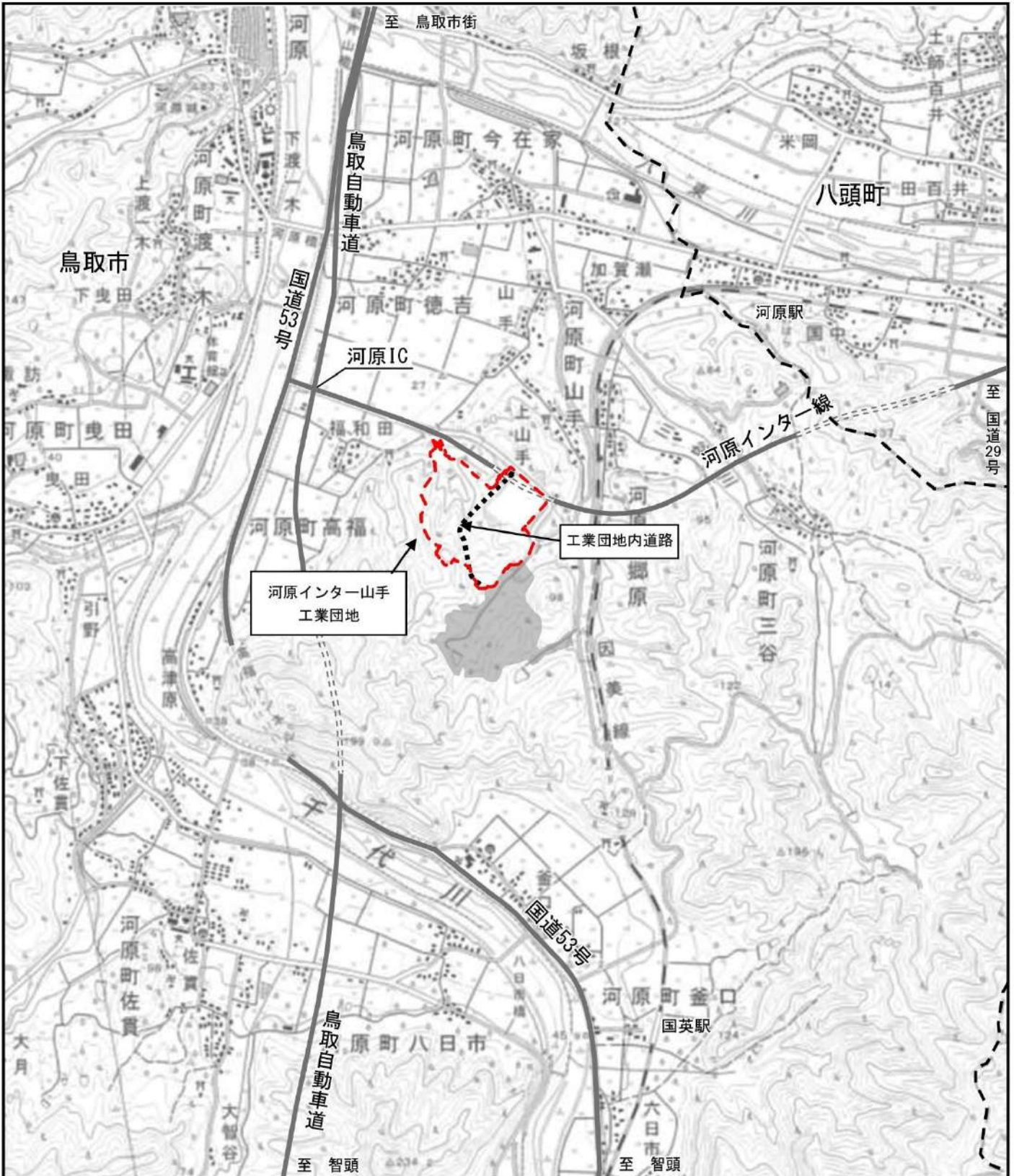
- | | |
|---|-------------------|
| ・可燃物処理施設整備検討委員会の設置 | : 平成16年5月 |
| ・施設マネジメント部会の設置 | : 平成24年8月 |
| ・施設マネジメント部会での論点整理 | : 平成24年12月より25年2月 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会の拡充 | : 平成25年3月 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（第1回）
（基本方針の検討、処理対象物・施設規模・処理方式等の説明） | : 平成25年3月下旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（第2回）
（処理対象物・施設規模・処理方式等の検討） | : 平成25年4月下旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（第3回）
（処理対象物・施設規模・処理方式等の検討） | : 平成25年5月下旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（第4回）
（報告書素案の審議） | : 平成25年7月上旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（第5回）
（第3次報告書取りまとめ） | : 平成25年8月上旬 |
| ・管理者へ第3次報告書を提出 | : 平成25年8月下旬 |
| ・第3次報告書公開、パブリックコメント募集 | : 平成25年8月下旬より9月中旬 |
| ・新可燃物処理施設整備計画の公表 | : 平成26年1月上旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（平成27年度第1回） | : 平成27年6月上旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（平成27年度第2回） | : 平成27年7月上旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（平成27年度第3回） | : 平成27年8月中旬 |
| ・可燃物処理施設整備検討委員会（平成27年度第4回） | : 平成27年9月中旬 |
| ・委員会より管理者宛てに第4次報告書を提出 | : 平成27年9月下旬 |

1.2.4 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、図 1.2.4-1及び図 1.2.4-2に示すとおりであり、鳥取市役所の南約13kmに位置する丘陵地である。

所在地：鳥取市河原町山手他

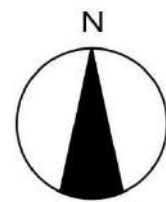




凡 例

-  対象事業実施区域
-  市町界
-  主要道路
-  工業団地内道路

この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1地形図（用瀬）」を使用したものである。



1 : 20,000

0 200 400 800m



図 1.2.4-2 対象事業実施区域の位置（周辺）

1.3 その他の対象事業に関する基礎的な情報

1.3.1 事後調査や環境保全措置の実施者

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 施設建設課

住所 〒680-0052 鳥取市鍛冶町18番地2

電話 0857-26-0596

1.3.2 事業計画の内容変更事項

「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）」の環境影響評価については、平成25年11月29日に環境影響評価条例第24条2項に基づく通知が鳥取県知事より提出された。その後、平成25年12月13日より平成26年1月14日までの間、環境影響評価書の公告・縦覧を実施した。

その公告・縦覧実施後、「新可燃物処理施設整備計画」（以下「本計画」という。）を策定したことに伴い、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質、処理方式の見直しを行うとともに、対象事業実施区域の東側生活道路を経由した場内アプローチについて見直しを行ったことにより、土地利用計画を一部変更することとした。

これまでの計画変更経緯に係る対象事業変更届出書の内容は、次頁に記載のとおりである。平成26年1月29日に「第1回対象事業変更届出書」を提出したのち、平成26年3月31日には、平成26年2月5日に開催された「第4回環境影響評価審査会」において指摘された内容を修正及び1炉当たりの処理能力の増加（90 t/日から120 t/日）に伴うばいじん及びダイオキシン類の法規制値の変更等について「第2回対象事業変更届出書」として提出した。

平成27年11月27日には、計画施設の処理方式をストロカ方式に決定したこと及び焼却残渣処理方式決定に伴う土地利用計画、搬入計画の一部変更について「第3回対象事業変更届出書」として提出している。この処理方式決定に伴い、予測評価の内容に一部変更が見込まれたことから、評価書内容との比較検証を併せて行い、本事業の及ぼす環境影響が全体的に増加しないことを確認した。

また、平成29年9月11日には、一部地域で用地取得が困難になったことから、土地利用計画及び緑化計画について見直しを行い、「第4回対象事業変更届出書」として提出しており、プラントメーカー決定後に再度、評価書内容との比較検証を行い、その結果を反映した最終版の評価書として取り纏めるとともに、環境影響評価条例の目的を達成するため、環境影響評価手続きで行った予測評価と同等の手続きを実施することとした。

平成31年3月28日には、プラントメーカーが決定し、詳細の諸元が確定したことから、その諸元に基づく再予測等を実施したうえで、評価書内容との比較検証を行い最終版の評価書として取り纏めを行い、「環境影響評価書 平成29年9月(平成31年3月改訂)」及び「事後調査計画書 平成29年9月(平成31年3月改訂)」を提出した。

なお主な変更内容は、表 1.3.2-1に示すとおりである。

表 1.3.2-1 対象事業変更届出書の提出内容(1/2)

項目	主な変更内容
<p>第1回対象事業 変更届書 (平成26年1月29日提出)</p>	<p>1、対象事業の規模〔処理方式及び計画規模（施設規模・炉数）〕の変更 ・処理方式：3方式5種類から2方式3種類に変更 ・施設規模：1日あたり270トンから240トンに変更 ・炉の構成：3炉構成から2炉構成に変更 ・1炉あたり処理能力の増加：1炉あたり90トン/日から120トン/日に変更</p> <p>2、土地利用計画〔東側生活道路沿いエリアにおける土地利用計画〕の変更 ・一部場内アプローチ変更に伴い、東側生活道路沿いエリアにおいて、残置森林の一部を除外のうえ、擁壁等の一部を残置森林や既存道路に変更</p> <p>3、処理対象物及び計画ごみ質の変更 ・処理対象物のプラスチックごみについて、分別排出を基本に汚れたプラスチックごみに変更 ・既存工場の最新のごみ質分析結果に基づき、計画ごみ質の見直し変更</p>
<p>第2回対象事業 変更届書 (平成26年3月31日提出)</p>	<p>1、計画ごみ質変更に伴う環境保全対策の追加変更 ・炉内燃焼温度に係る管理の充実化</p> <p>2、公害防止に係る計画目標値の変更 ・1炉あたりの処理能力増加（90 t/日から120 t/日）に伴うばいじん及びダイオキシン類の法規制値等の変更</p>
<p>第3回対象事業 変更届書 (平成27年11月27日提出)</p>	<p>1、処理方式等の決定、環境影響評価書に記載した予測評価内容との比較検証 ・処理方式がストーカ方式に決定 ・処理方式の決定に伴う、環境影響評価書に記載した予測評価内容との比較検証 ・比較検証は、以下の2～4の変更等も踏まえて実施</p> <p>2、土地利用計画〔工場棟の建築面積〕の変更 ・処理方式決定に伴い、工場棟のボリュームも含めて土地利用計画を再検討し、工場棟建築面積を変更</p> <p>3、搬出入車両台数の変更 ・平成26年度の圏域内搬入実績をベースに再度搬出入車両台数を見直し</p> <p>4、対象事業実施区域を取り巻く情勢の変化 ・工事最盛時期の遅れ、隣接地の工業団地の工事進捗、河原インター線的全線開通による情勢変化を踏まえ、環境影響評価書に記載した「対象事業実施区域及びその周囲の概況」を時点更新、平成25年10月に自主的な騒音振動交通量調査の実施、工業団地の搬出入車両台数について鳥取市へ追加ヒアリングを行い、再試算</p>
<p>第4回対象事業 変更届書 (平成29年9月11日提出)</p>	<p>1、土地利用計画の変更 ・一部地域で用地取得が困難になったことから、改変範囲を再検討</p> <p>2、緑化計画の変更 ・改変範囲を含む土地利用計画変更による緑地面積の見直し</p>
<p>工事着手届出書 (平成29年11月1日提出)</p>	<p>1、工事の概要 【敷地造成の主な工事】 ・敷地の造成一式 約 79,100 m² 【ごみ処理施設の主な建設工事】 ・建物等(工場棟等)の建設 約 8,100 m² ・通路・駐車場等の整備 約 19,900 m²</p> <p>2、工事予定期間 ・平成29年11月2日～平成34年3月31日</p>

表 1.3.2-1 対象事業変更届出書の提出内容 (2/2)

項目	主な変更内容
<p>第5回対象事業 変更届書 (平成31年2月1日提出)</p>	<p>1、土地利用計画〔土地利用面積の変更〕 ・プラントメーカー決定に伴う計画建物等の変更、及び隣接する河原インター山手工業団地の造成完了に伴い、本事業との事業区域境界が確定したことによる土地利用計画の変更 2、煙突排ガスの諸元 ・プラントメーカー決定に伴い、処理施設の詳細設計及び排ガス 諸元が確定したことから、排ガス諸元等を変更</p>